

平成25年9月20日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 朝長 勇  
3番 上田雄一  
5番 山口良広  
7番 宮本栄八  
9番 石橋敏伸  
11番 上野淑子  
14番 末藤正幸  
16番 小柳義和  
19番 山口昌宏  
21番 牟田勝浩  
23番 黒岩幸生  
25番 平野邦夫

副議長 山崎鉄好  
2番 山口 等  
4番 山口裕子  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 古川盛義  
12番 吉川里己  
15番 小池一哉  
17番 吉原武藤  
20番 川原千秋  
22番 松尾初秋  
24番 谷口攝久  
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 松本重男  
次 長 友廣秀敏  
議事係 長 川久保和幸  
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	松	尾	満	好
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	溝	上	正	勝
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	森		孝	畑
山	内	支	山	下	知	行
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	成	松		薫
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
上	下	水	筒	井	孝	一
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	末	藤	彰	彦
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

---

議 事 日 程 第 7 号

9月20日（金）10時開議

- 日程第1 第52号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 第55号議案 新市建設計画の変更について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 第53号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 第54号議案 武雄地区休日急患センター設置条例及び武雄市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 第59号議案 平成25年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 第56号議案 平成24年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 第57号議案 平成24年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 第58号議案 平成25年度武雄市一般会計補正予算（第5回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 第72号議案 平成25年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第11 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第12 意見書第3号 九州新幹線「西九州ルート」のフル規格化への協議を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第13 意見書第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第14 意見書第5号 県立高校生のタブレット端末購入費の保護者負担の軽減を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

- 日程第15 議提第2号 武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第16 閉会中継続審査申出について（請願第1号）（議決）
- 日程第17 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

---

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第4号、諮問第5号及び議員から提出されました意見書第3号から第5号までの3件及び議提第2号の計6件を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第2 第52号議案～第55号議案

日程第1. 第52号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例より、日程第2. 第55号議案 新市建設計画の変更についてまでを一括議題といたします。以上の2議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第52号に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。

報告いたします。本委員会に付託されました第52号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、引用している武雄市税条例の一部を改正するものです。質疑は特にありませんでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ございませんか。質疑をとどめます。

次に、第55号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

**○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 55 号議案 新市建設計画の変更についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は、合併に伴い策定した新市建設計画について、計画の期間を合併後 10 年間としているものを、合併後 15 年間と 5 年間延長し、合わせて、地方債の上限額 173 億円の 2 分の 1、86 億 5,000 万円としていたものを、上限額 173 億円と変更するものです。

変更の背景としては、平成 24 年 6 月 27 日に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、合併特例事業推進要綱の改正が行われ、合併特例債の発行期間が延長(5年)可能となったため、本市の「新市建設計画」について変更を行うということです。また、変更は、計画の期間を延長し、財政的に有利な合併特例債の発行期間を延長することにより、今後も継続して合併市町の一体性を確立し、さらに地域全体の均衡ある発展と地域住民の福祉向上を図ることを目的とするということです。

延長ができることになった最大の要因は、東日本大震災の関係であり、防災関連事業について、延長が認められている。市としては、学校耐震、消防、庁舎(防災拠点)、橋梁などで 5 年延長し、そのような事業を予定しています。有利な財源として、合併特例債を活用する。財源的には 40 億円の効果が期待できるという説明でした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

7 番宮本議員

**○7 番（宮本栄八君）〔登壇〕**

特例債は庁舎とかですね、橋梁とか使うということが示されたということですけども、前倒しという話もあってたんですけども、具体的にですね、こう、スケジュールみたいなやつを、まあ、示されたかどうか、お聞きします。

**○議長（杉原豊喜君）**

山口裕子総務常任委員長

**○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

具体的にというか、主にですね、防災を優先してというか、今やっている学校とかですね。学校の耐震とかそういう形で、市のほうは、そういうのを重点して優先して計画をしているということです。

そういう審査をいたしました。

**○議長（杉原豊喜君）**

ほかに質疑ございませんか。25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

震災の地域をね、特例的に扱うというのは、よくわかります。

合併特例債が従来の起債に比べてみても、95%を対象として、5%一般財源から投入する。95%のうち、70%を合併特例債とした場合に、一般地方債と比べましてね、70%を後年度交付税負担に算入すると。基準財政需要額に算入しますからね。

という有利な説明はわかるんですけども、その合併特例債の上限額と活用見込みはどうかという、まあ、質疑のときにも言いましたけどね。これは、合併特例債を活用できる事業の目安ってのは、当然ありますよね。5年間延長するという中で、合併後人口と増加人口、当然これは計算の根拠になってきますね。そうしますと、武雄市の場合に、標準全体事業費、これは今防災無線のことを言われました。これは、優先してやらなきゃいかん。それから、幹線道路。合併したことによって、道路をつなげようとかいろんな道路整備についても、質疑のときに答弁をされましたね。これは今、進行しているところですよ。

教育についても、合併特例債を活用したほうが有利だということがあって、順次契約に基づいてやられてきてますね。それと、5年延長した中に、新市武雄市建設計画ですから、ということが宿題として今後見込まれてくるのかという点での、中身の検討はどうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

先ほど申しましたように、中身的には武雄市にとってですね、緊急を要するものとかですね、そういう形に充当できるという形で説明を受けました。それ以上の内容審査は含めておりません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第52号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

第52号議案の武雄市税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

国の地方税の一部改正に伴い、住宅・土地税制について消費税が引き上げられることで、

個人・市民税における住宅ローンの控除の延長、並びに拡充するものだと。まあ、消費税が引き上げられるまでは、所得税の課税総所得金額等に5%掛けたもの。まあ、最高9万7,500円。これを平成26年4月から平成29年12月まで、所得税の課税総所得金額に7%乗じた最高13万6,500円という、そういう内容が提案されているわけでありませう。

提案されている一部改正は、平成26年4月から、29年12月は消費税率が8%または10%であることを前提とした金額となっております。新聞でも報道されているように、消費税の来年4月の実施については、来春の8%を見送るべきだと。これは読売新聞の8月31日付社説ですね。まあ消費税増税の環境にない。これは東京新聞でも、そう社説で述べております。

各種世論調査を見ましても、増税を予定どおり実施すべきだという意見は2、3割しかなく、中止すべきだと、あるいは先送りすべきだという意見が7～8割、圧倒的な世論であります。税率8%でも8兆円の増税。税率10%ならば、13.5兆円の増税になるわけです。政府資産でも、1997年をピークにした、国民の所得が減り続けて労働者の平均年収70万も減っているわけです。まあ最近でも厚労省の発表によりますと、労働者の月給は14カ月連続で前年を下回ると。所得の減少傾向は続いたままであります。

一方で、円安の影響を受けて、物価だけは日常用品が値上がりを始め、暮らしは大変になってきている、こうした現状であります。

こうした中で消費税率が来春から5～8%、さらには、27年10月から10%に改悪されるということを前提にした今回の地方税法の一部改正については、それに伴う市税条例の一部改正について、この条例については反対であります。

以上です。(発言する者あり)

#### ○議長(杉原豊喜君)

討論はございませんか。(「はい」と呼ぶ者あり) 討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第52号議案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に55号議案に対する討論を求めます。

25番平野議員

#### ○25番(平野邦夫君)〔登壇〕

第55号議案 新市建設計画の変更についての議案について、反対の立場から討論をいたします。

提案されている議案は、市町村の合併の特例に関する法律に基づいて、第1に新市建設計画の期間を10年から15年に延長する。第2に、合併特例債の上限額をこれまでの86億5,000

万円を 173 億円の限度額いっぱい増額するという内容であります。

合併特例債は、合併に伴い、特に必要となる事業に充当できる、これが前提になっているわけですが、合併により、一時的に経費がかさむものについては、国が財政支援を行うことにより、その障壁を取り除き、スムーズに新自治体に移行できるようにするというのが趣旨であります。この合併特例債が他の地方債と比較して、委員長報告にもありましたように、交付税への算入率が、70%と高いため、合併特例債を活用できるものについては、他の地方債を減らして合併特例債を活用し、財政運営の効率化を図るといった一般的な考えを否定するものではありません。

ただし、対象事業については、一定の枠が定められております。合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業。さらに、合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業。さらに、合併後の市町村の建設の総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業。こういう制約と申します趣旨、合併特例債を使う際の目的並びに趣旨、などが明確に述べられています。

議案質疑の際に出された答弁では、市町村間、幹線道路の整備などこれまでの合併特例債の活用が一部答弁されました。ま、提案されている 10 年を 15 年に延長すること、上限額を限度額いっぱい引き上げることなど、新市建設計画の中身が具体化されているものではありません。ま、せいぜい、論議が始まっている新庁舎建設が、つかみ程度の額が示されている。こういう内容であります。「これからだ」という意見がありますけれども、ほかには、なかなか見えてこない。

そういった意味で合併特例債の目的、趣旨からして今回の提案は納得できるものではないということ指摘をして、55 号議案に対する反対意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

19 番山口昌宏議員（発言する者あり）（笑い声）

○19 番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。賛成の立場より、討論をさせていただきます。

今、平野議員御指摘の、新市の中での新庁舎建設のことを、くしくも言われましたけれども、新庁舎をつくるについては、通常は一般財源のみというのが、新庁舎建設のための資金であります。しかし今回、こういうふうな合併特例債という、先ほど申されました 95%を引いて、あと 66%ぐらいになるのかな——の補助金になると。

こういうふうな、その算定をしていただいて、その庁舎をつくることができるということになればですよ、何ら、反対をされると。平野議員さんの反対の理由がわからないと、いうふうになりますので、議員各位の御賛同よろしく申し上げます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）



討論ございませんか。

討論をとどめます。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 55 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第 3 ～ 第 5 第 53 号議案～第 59 号議案

日程第 3. 第 53 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例より、日程第 5. 第 59 号議案 平成 25 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)までを一括議題といたします。以上の 3 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 53 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。本委員会に付託されました第 53 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

第 1 条については、東日本大震災による被災居住用財産の敷地に関わる譲渡期限の延長の特例が改正されたことに伴い改正するものであり、現行の 3 年から 7 年に延長されるということでありました。

また、第 2 条については、金融商品に関わる損益通算範囲の拡大及び課税方式の変更によるものとの説明を受けております。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきと決しました。なお、委員からは、52 号の中に延滞金利率の見直しと出ているが、国保税との関わりがあるかということに質問がありまして、国保税も同じようになるということでもございました。

また、後期高齢は、杵藤管内統一に 12 月に改正をお願いする予定ということで、説明がありました。

以上でございます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 54 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました、第 54 号議案 武雄市休日急患センター及び武雄市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案は、武雄杵島地区医師会及び佐賀県医師会の一般社団法人化等に伴い条例を改正するもので、武雄杵島地区医師会及び佐賀県医師会ともに一般財団法人に変更されましたので、両条例の一部を改正されるものであわせて、武雄市予防接種健康被害調査委員会条例にある保健所についても杵藤保健所長に訂正をするものであるとの説明でございました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 59 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました、第 59 号議案 武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金及び 3 款 2 項 1 目、他会計繰出金一般会計への繰出金は、いずれも平成 24 年度分が確定したための補正と説明を受けました。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより、討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 53 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。次に、第 54 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 59 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 6 ～ 第 7 第 56 号議案～第 57 号議案

日程第 6. 第 56 号議案 平成 24 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第 7. 第 57 号議案 平成 24 年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを、一括議題といたします。以上の 2 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、一括して建設常任委員長の報告を求めます。山口良広建設常任委員長

#### ○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました、第 56 号議案 平成 24 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御報告いたします。

地方公営企業法の一部改正により、毎事業年度、生じた利益については、議会の議決を得て、処分することになっており、市としては、現在、約 30 億円の企業債残高があるため、24 年度に発生した 1 億 2,894 万 1,620 円の利益については、全額を減債積立金に積み立てたいので、議会の議決を求めるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

次、57 号議案。

今定例会において、本委員会に付託されました、第 57 号議案 平成 24 年度武雄市工業用

水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御報告いたします。

執行部からは、第 56 号議案と同様に、地方公営企業法の一部改正によるものであると、説明を受け、工業用水事業において、約 2 億 7,000 万円の企業債残高があり、24 年度未処分利益剰余金 2,745 万 3,452 円は、企業債償還にあてるため、減債積立金に積み立てたいので、議会の議決を求めるとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。7 番宮本議員

○7 番（宮本栄八君）〔登壇〕

旧武雄市のときには、高料金対策のお金もあってですね、利益積立金がほとんどだったと思うんですけども。新市になって、減債積立のほうに来ていると思うんですけども、その減債積立に積み立てるルールっていうんですかね。そういう、これは全額ですけども、全額じゃないときもあると思うんですけども、その辺についての額を、なぜ、そういうふうにしたかという議論があったか、お聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

その点、ルールについての審査はしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、各議案ごとに行います。

まず、第 56 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 57 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 8 ～ 第 9 第 58 号議案～第 72 号議案

日程第 8. 第 58 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)及び日程第 9. 第 72 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)を一括議題といたします。以上の 2 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に報告を求めます。第 58 号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

報告いたします。本委員会に分割付託されました第 58 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)について、審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、当初予算編成後、早急に対応が必要になったものについての所要の額が計上されています。

歳出の主なものとしては、公文書の電子化を進めるため、スキャナーなどの購入や 10 目積立金については、前年度繰越金の精算により、将来の財政負担に備えるため、財政調整基金などへ積み立てるといことです。また、ふるさと創生基金を原資として、今年度、市内 2 町へのまちづくり交付金を計上しているといところす。

また一方、歳入の方は、総務費国庫補助金は、地域の元気臨時交付金であり、財政調整基金繰入金について、繰越金、国庫補助金などにより財政の手立てが見込めるため、減額を行うといことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。まず、第 58 号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

#### ○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に分割付託されました第 58 号議案 平成 25 年度武雄市一

一般会計補正予算（第5回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、農業振興、農地、森林整備、商工振興、観光及び災害復旧に関するものでございます。

歳出の主なものを申し上げます。新幹線鉄道工事に伴うため池・農道改修工事測量設計業務委託料として1,600万円、新幹線計画路線内にある東川登町百木地区の城谷ため池の改修工事が必要となり、そのための測量設計業務委託料ということで計上されています。財源については、鉄道運輸機構が100%負担するという事です。

商工振興費に、新規事業として、日本国地方政府シンガポール事務所設立・運営事業にかかわる経費が計上されています。委員からは、事業内容の全体の流れや今後の取り組み、展望に及び、質疑が出ました。

ASEAN6億人市場をターゲットに、武雄市をはじめとする自治体など、国内の有志による、新たな組織をもって、観光客の誘致、特産品のPR、販路拡大等を展開するためのものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第72号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕**

はい。第72号議案 平成25年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、主に8月豪雨による災害復旧費ということでございます。被災現場においても、林道富津原線の法面崩壊の現状など、現地確認をいたしたところです。農地、農業用施設、林道等、計82の被害箇所の災害復旧に要する工事請負費及び委託料ということで説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。第58号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 58 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)について、審査の経緯と結果について、御報告をさせていただきます。

主な補正予算は、3 款民生費では、福祉施設の建設、10 款教育費では、無線ネットワークの構築の工事のための費用計上でございました。詳細に至っては、3 款民生費 1 項 3 目の障がい者福祉費、19 節負担金補助及び交付金 2,824 万については、天童会の福祉施設建設に伴う補助、及び、たんぼぼ教室の事業承継費用が計上されております。同じく、2 項 1 目の老人福祉費、146 万 6,000 円については、グループホームのスプリンクラー等の整備補助の計上であります。

また、10 款教育費、1 目 3 項の学校教育総務費 360 万については、ICT 教育の推進を統括するための専門的なポストとして、教育監を新設し採用する経費とのことであります。

また、同じく 3 項、4 項の 1 目学校管理費 15 節の工事請負費については、小中学校のタブレット導入に向けた無線ネットワーク構築の工事費としての説明でありました。

本議案については、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、3 款民生費 1 項 25 節の積立金、地域福祉基金積立金の残高の質疑があり、現時点で 7 億円の積立金があるとのことでございます。

また、10 款教育費 3 項 1 目の学校管理費、12 節の焼却炉ダイオキシン検査手数料 153 万 1,000 円では、検査後は、どうするのかとの質疑で、撤去を予定しているとのことでございました。

また、10 款 5 項 1 目 13 節の委託料 122 万 5,000 円の武雄市図書館歴史資料館駐車場誘導業務委託料について、既に指定管理料に入っているのではとの質疑で、当初駐車場に警備員の配置は委託契約に入っておらず、今回、指定管理者と 2 分の 1 ずつ負担金を計上しているとの説明でございました。

以上であります。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。7 番宮本議員

#### ○7 番（宮本栄八君）〔登壇〕

質疑のときにですね、教育施設のネットワークの件ですけども。

質疑のときに、庁舎のネットワーク等を接続するという話もあってたんですけども、そういうのでセキュリティ的にどうなのかなということもあるんですけども、その辺のお話ちゅうんですかね、説明とか議論があったか、お聞きします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

その辺までの、まだ具体的な審査はしておりません。

**○議長（杉原豊喜君）**

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。まず、第 58 号議案に対する報告を求めます。

山口良広建設常任委員長

**○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕**

今定例会において、本委員会に分割付託されました第 58 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)について御報告いたします。

今回の補正は、道路維持補修にかかわるものが主であり、側溝整備や舗装補修の工事請負費、局部の改良工事に伴う測量設計業務委託料や工事請負費、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設整備に係る工事請負費の増額を、また、天神崎公園のトイレを改修し公共下水道に接続するための設計・監理委託料及び工事請負費の増額をお願いするものであるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 72 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

**○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕**

今定例会において、本委員会に分割付託されました第 72 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、新幹線鉄道工事に伴う都市下水道等の付け替えが必要となり、鉄道・運輸機構からの受託工事を行うための経費をお願いするもので、工事につきましては、平成 25 年度、26 年度継続して実施するとのことでありました。また、先の豪雨による災害復旧にかかる費用をお願いしているとの説明を受けました。

歳入については、鉄道・運輸機構からの新幹線関連事業受託事業収入のうち、平成 25 年度分 3,780 万円の増額補正を行うものであるとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。



ここで、第 58 号議案及び第 72 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 58 号議案に対する討論を求めます。26 番江原議員

**○26 番（江原一雄君）〔登壇〕**

第 58 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算に反対の討論を申し上げます。

反対の理由の 1 つに、商工振興費の中の日本国地方政府シンガポール事務所負担金 92 万円と合わせて、武雄市がこのシンガポール事務所に職員を派遣する費用、総額 637 万 2,000 円、合わせて、合計 729 万 2,000 円の支出に反対を申し上げる次第であります。この事業は、武雄市が地方自治体として、この事業を取り組む必要性を市民は受けとめていないからであります。（発言する者あり）

第二に、来年度から市長が導入を表明した、タブレット端末導入のための教育監の人事にかかわる人件費 36 万、共済費 55 万 9,000 円。さらに無線ネットワーク工事費、庁舎、小中学校合わせて、6,941 万 6,000 円の支出に反対を申し上げる次第であります。

この間の流れを見ると、先の一般質問において市長答弁では、来年 4 月から、マスコミ報道でも、来年 4 月から小学生、9 月から中学生へのタブレット端末導入とされておりましたが、先の一般質問の市長答弁では、中学生においては再来年 4 月からに実施したい旨が答弁されました。

これはあまりにも計画がずさんではないか、その証明ではないでしょうか。（発言する者あり）今この表明がされた後、保護者の間でも、このタブレット端末導入について不安が広がっているではありませんか。本来、市長部局と教育委員会は別々であり、市長の仕事は明確に示されています。教育委員を任命することと教育予算をつけることでは、2つの事業ではありませんか。武雄市の教育行政のあり方が問われていると言わざるを得ません。今後とも法に則った行政、教育行政を進めることこそ武雄市政の根幹ではないでしょうか。

以上のことを申し上げ、本補正予算に反対の討論の理由といたす次第であります。（発言する者あり）

**○議長（杉原豊喜君）**

14 番末藤議員（発言する者あり）

**○14 番（末藤正幸君）〔登壇〕**

おはようございます。第 58 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)に対し、賛成討論を行います。

人口減少に伴い、国内市場が減少、また経済のグローバル化とともに、国境を越えた経済活動が進展している中、各自治体においても、地域活性化の政策として、海外交流は回避

と言われております。大きな自治体等は、もう既に実施し取り組んでおるわけでございます。

今回の第7款商工費、1項2目の商工振興費、日本国地方政府シンガポール事務所負担金。これはですね、海外交流の武雄版であり、ASEAN諸国6億人をターゲットに、武雄市の特産品の商談会やPR、また販路の拡大というようなことで武雄の経済発展のための措置であり、大いに成果が期待できるものであります。

それから、経費を少なくするために、参加者を募り、大きな組織をつくって大きな成果を出すというようなことで、非常に頑張っておられております。

また、タブレットに関しましてもですね、これはせっかくのタブレットが宝の持ち腐れにならないように、LAN工事の事前着工、また教育監による指導等を踏まえてですね、タブレットを有効に活かしたいということの現れでございまして、何ら反することはないというふうに思うわけでございます。よって、皆さんの賛同をお願いし賛成討論といたします。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。討論をとどめます。

これより第58号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第58号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第72号議案に対する討論を求めます。（「賛成」と呼ぶ者あり）討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第72号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第10～第11 諮問第4号～諮問第5号

日程第10. 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第11. 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを、一括議題といたします。提出者からの説明を求めます。樋渡市長

## ○樋渡市長〔登壇〕

諮問第4号及び諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について一括して御説明申し上げます。

諮問第4号につきましては、現委員の中村公茂氏の任期が本年12月31日をもって満了し、退任されることとなり、後任として永石千賀子氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしました。

また、諮問第5号につきましては、現委員の蒲池弘子氏の任期が同日をもって満了し、退任されることとなり、後任として、稲田美佐子氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしました。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

永石さん、稲田さんの経歴につきましては、それぞれ添付していただいております資料のとおりでございます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

## ○議長（杉原豊喜君）

諮問第4号及び諮問第5号に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。諮問第4号及び諮問第5号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号及び諮問第5号は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、各議案ごとに行います。

諮問第4号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

次に、諮問第5号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第5号を採決いたします。

本件は、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

### 日程第12 意見書第3号

日程第12. 意見書第3号 九州新幹線「西九州ルート」のフル規格化への協議を求める意見書を議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。14番末藤議員

#### ○14番（末藤正幸君）〔登壇〕

九州新幹線、西九州ルートのフル規格化への協議を求める意見書提出の趣旨説明を行います。

九州新幹線、西九州ルートは、武雄温泉長崎間はフル規格で、武雄温泉新鳥栖間は既存の在来線で利用するフリーゲージトレインの導入を前提として、現在工事が進められているところでございます。

しかし、運行列車は現在以上に増便されることになり、武雄温泉、鳥栖間の93カ所の踏切については、安全対策について予算化がなされていないため、在来線走行や複線化に住民の不安が懸念されております。

また、大雨のときの軌道冠水など、自然災害についても考慮する必要があります。

新幹線効果を十分に発揮するために、全線をフル規格で整備することが必要であり、事業費についても、全額国庫負担金等で行うものと考え、別紙のとおり意見書を提出しフル規格化への協議を強く要望するものであります。

御賛同賜りますようお願いし、趣旨説明にかえさせていただきます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。討論ございませんか。26番江原議員

#### ○26番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま提案されました意見書案、九州新幹線西九州ルートフル規格化への協議を求める意見書案に対して、反対の立場で討論を申し上げます。この意見書は、佐賀県知事への意見書提出であります。

これまで、長崎ルートは佐賀県、長崎県民の過半数を超える県民が、反対の意志を表明しているにもかかわらず、先の自公政権、そして民主党政権のもとで、認可が強行されてまいりました。

長崎ルートは、費用で 5,000 億円と試算される中で、私どもが実施したアンケートには、こういう厳しい声が寄せられています。30 代男性からは、今後長崎新幹線開通の予定だが、本当に必要なのか。効果、運賃など含めて疑問。もっと財政を医療や福祉に使ってほしい。何に使われているのかわからない、こういう厳しく指摘をされています。(発言する者あり)

整備新幹線事業は、今度国土交通省の財源計画では、3兆3,100億円を見込まれています。そのうち、公共事業費関係1兆5,000億円。地方負担7,500億円という、この財源。紛れもなく借金財源ではありませんか。

整備新幹線長崎ルートは、時間短縮効果が薄いことを、先の委員会の中でも、報告されています。フリーゲージでは、博多の乗り入れの問題まで、この意見書案では懸念を表明されています。(発言する者あり)まさに私どもが当初、整備新幹線そのものの反対の理由でありました。

現在進められている、新幹線整備事業そのものが、費用対効果が薄いものとなっているではありませんか。このことは、佐賀県にとっては、新幹線長崎ルートは、事業あって効果なしではないでしょうか。この意見書は、県知事へのフル規格化への要望、財源スキームの見直しを求めるものですが、知事は現行計画が唯一の答えと表明されています。

まさに、この意見書は、無理難題のように見えるものであります。まさに新幹線長崎ルート建設事業が暗礁に乗り上げるものであり(笑い声)、県民が望まないこの事業は、中止すべきであり、同時に、この意見書案にも反対を表明するものであります。(発言する者あり)

[19番「議長、議事進行」]

○議長(杉原豊喜君)

19番山口昌宏議員(発言する者あり)

○19番(山口昌宏君)

ただいまですね、江原議員さん、立派な反対討論をされましたけれども、新幹線とまちづくり特別委員会。これは新幹線建設推進と、まちづくりの推進のための特別委員会だと認識をしておりますけれども、その委員の中に、江原議員がおられますけれども、反対の立場をとるといふことであれば、委員は辞職するべきだと思いますけれども、議長、いかが取り計らいをお願いできますでしょうか。

○議長(杉原豊喜君)

ただいま、議事進行につきましては、議員が言われたとおり、私もそのような考えを持っております。特別委員会は、特別の委員会でございます、特化しての委員会でございます。そこだけを、議員も十分御理解をいただいてですね、活動していただきたいと思っておりますけれども、今後、十分に精査をして、また後ほど対応をさせていただきたいと思っております。

[25 番「議長、議事進行」]

25 番平野議員

#### ○25 番（平野邦夫君）

議長。「私もそのような考えを持っている」というふうに言われましたけれども、本会議の議員の発言っていうのは、基本的には自由なんですよ。そのときには、いろんな角度から、委員会ではさらに詳しく論議していくわけですけども、今、山口議員が提案された特別委員会の目的が、新幹線……（「提案しとらん」と呼ぶ者あり）いわば、特別委員会の目的が、推進だと、言われましたよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そこに反対の議員がおるのはおかしい、というのは——。もともとこれは、委員会の構成そのものを否定するものであって、本会議での発言というのは、無礼な発言をしない、プライバシーのことには触れない、そういった規制はありますけれども、発言は自由なんですよ。ですから意見書が出てきた、新たな時点で、新たな情勢のもとで新しい意見書が出てきたと。これはいろいろな角度から賛成討論し、反対討論をし、中身を深めていくことは、当然、議員の権利ですよ。

発言を縮めるような、あるいは発言を止め——やめさせるようなことにつながるような、そういう議事進行については反対ですから、そのことも含めて、議員の本会議での発言、どうあるべきなのかということも含めて、精査するならばしてほしい、と。

以上を申し上げたいと思います。

[25 番「議長、議事進行」]

#### ○議長（杉原豊喜君）

23 番黒岩議員（発言する者あり）

#### ○23 番（黒岩幸生君）

今の非常にですね、江原議員の発言は非常に意味深なんですね。よく考えてみればですね、議長が諮るんですから、議長はそういうにおっしゃったんですよ。止めたわけでもないし。何も無い。

議事進行出たのに対して、「ああ、もう一度精査します」。私は委員会としては、そうあってほしいと意見を出されただけですよ。議事進行、止めたわけでも何でもありません。いかにも止めたように言われますけど、それは嘘だと思うんですね。だから、堂々とやってほしいと思います。

以上です。(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

はい。先ほど申しましたように精査をさせていただきたいと。私は発言を止めたりしておりませんので、そこだけは御了解いただき、精査をさせていただきたいと思います。ほかに討論ございませんか。

6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

賛成の立場で、討論をさせていただきます。

皆さん地元浮揚のためにはですね、ぜひともこの、新幹線の開業が待ち望まれていることは、御承知のとおりだと思います。そういった中で、本意見書はですね、皆さん、冒頭見ていただければ、九州新幹線西九州ルートフル規格への協議を求める意見書でございます。

そういった中でですね、反対者もですね、共に、私も一緒に四国のフリーゲージトレインの視察に行っていました。また、あるいは、嬉野の俵坂のトンネルも見学に行かせていただいて、工事も順調に進んでおりますけれども、フリーゲージトレインとフル規格を比較した場合に、古川県知事もですね、新幹線本来の機能を考慮すれば、根底から否定するものではないということで、県議会でも発言をなされている中で、反対者もですね、博多長崎間ですね、今の、従来線の走行を見てですね、乗っておられたときに、冠水あるいは踏切等をですね、見たときに、非常にこう、危険性を感じられると思います。

そういった中でですね、ぜひともフリーゲージじゃなくて、フル規格で、ということがまず1点。

また2点目はですね、非常に、5,000億という財政負担の中で地元負担がですね、約408億円。県がですね。武雄市においては、5億7,000万。ただ、交付税のですね、税措置を考えますと若干目減りをしますけれども、この財政負担をですね、何とか今の3分の1の負担をですね、全額国庫負担で整備をお願いするという意見書でございます。

ぜひとも、その辺を鑑みていただいてですね、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第3号を採決いたします。

本件は、起立により採決を行います。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第3号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

#### 日程第13 意見書第4号

日程第13. 意見書第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書を議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。4番山口裕子議員

#### ○4番（山口裕子君）〔登壇〕

意見書第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書(案)について、提出者を代表して趣旨説明を行います。概略説明させていただきます。

今般、地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷などにより、厳しい状況が続いています。また、国(地方財政審議会)でも「地域再生に向けた地方財政改革についての意見」をまとめられており、今後、税制改正に向けた議論が交わされるものと思います。このような中で、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

このことから、国に対して、大きくは1つ、地方交付税の増額による一般財源総額の確保と、2、地方税源の充実確保などについて、意見書を提出したいと思っております。地方自治を守るため、意見書提出について議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。本件に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



御異議なしと認めます。よって、意見書第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第4号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

#### 日程第14 意見書第5号

日程第14. 意見書第5号 県立高校生のタブレット端末購入費保護者負担の軽減を求める意見書を議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。6番松尾陽輔議員

##### ○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

意見書第5号 県立高校生のタブレット端末購入費の保護者負担の軽減を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

昨今の著しいICTの進歩により、情報化社会を生き抜く子どもたちにとっては、タブレット端末は必要なツールの1つとして考えられております。タブレット端末を導入し、ICT教育に力を入れることで、子どもたちの学習意欲の向上や学力向上につながることを想定されております。

そういった中で、佐賀県の取り組みも大いに期待するところであります。現に、我が武雄市においてもICT教育への取り組みは、先進的に取り組みが進められており、来年度、市内すべての小学生にタブレット端末を貸与し、情報活用に加え、学力向上につながる知識や理解力、考える力の習得を狙っているところであります。

そのような中で、今回、佐賀県教育委員会は、9月3日、来年度から全県立高校の1年生から標準教材としての、タブレット端末を、全員購入してもらうと発表がされております。端末の基本ソフトはウィンドウズ8に決まりつつあるも、端末機器やアプリケーションは入札で決定され、生徒の自己負担が5万という内容でありました。しかしながら、公立私立を問わず高校へ入学する際には、既に教材の購入や、制服代、通学費、部活の関係費用など、高校へ入学するときは高額な支払いがあるため、各家庭においては資金調達に大変御苦労されているのが現状であります。

以上のことから、県が進めるタブレット端末の導入については、できる限り保護者負担が軽減されるような措置を求めるものであり、議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

以上であります。

##### ○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。本件に対する討論を求めます。

25 番平野議員

### ○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、福祉文教委員長の松尾委員長から県立高校生のタブレット端末購入費の保護者負担の軽減を求める意見書の趣旨説明がありましたけれども、この委員長の趣旨説明からいけばいくほど、本来、我々が論議してきた端末購入費の全額負担、これが、当然じゃないかと。趣旨説明を聞きながら、そう考えているところですけども。中身は、保護者負担の軽減。もう私は、この意見書案の中にある、公立私立を問わず、高校へ入学する際には、既に教材の購入や制服代、通学費、部活関係費など高校への入学となると、高額な支払いが伴ってきている、資金調達に大変苦労されてる、まさにそのとおりであります。

例えば、武雄に、高校は普通高校があるわけですけども、武雄の子どもたちが白石の高校に通学しようとするれば、毎月 7,500 円の通学費、1 カ月の定期代がそうですね。

それに象徴されるように、授業料は一部除いて、全額無料と。ま、これは継続されていますね。ほぼ義務教育と同じように全員入学に近い状態が、今、あるわけですけども。

そうであれば、まず授業料は免除する。それに付随する、今、言われたような教材の購入、制服代等々を入れますとね、本当にこう、子育て中の、特に教育にかかる費用っていうのは、大きくなってきている。特に先ほど言いましたように、円安で、さらにそれが、日常的に必要な物価も上がってきている。そういうときに、いわば、全員にこれ持たせるっちゃうわけですから、購入させるっちゃうわけですから。ま、武雄の場合は、貸与ですよ。購入させる。その際に保護者の軽減を求める。保護者の軽減っちゃうった場合に、これは無償でやるのとは全く違いますよね。そこに所得制限が持ち込まれかねない。あるいは低所得者に対してはゼロということもあり得る。

しかし、新聞報道によりますと、5 万円の貸与、と。奨学金並みに将来返してもらう。ま、配慮しているかのように見えますけども、結局これは貸与ですからね。そして購入してもらう。

そういった意味では、教育の機会均等っちゃう立場から見ましてもね、あるいは保護者の経済力の格差が、子どもたちの教育の機会均等を奪いかねない。そこには平等、公平性っちゃうことが、どうしても求められていくわけですから、この保護者軽減を求める意見書については、以上の理由からですね、反対の立場を表明しておきたいと思います。

以上です。

### ○議長（杉原豊喜君）

2 番山口等議員

○2番（山口等君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。意見書第5号 県立高校生のタブレット端末購入費の保護者負担の軽減を求める意見書につきまして、賛成の立場から、討論をさせていただきます。

この県立高校生のタブレット購入費につきましては、現在、県議会において慎重に審議されております。そういう問題でありますので、まず保護者の負担を軽減することを求めています。議員各位の賛同をよろしく申し上げます。（「ちょっと詳しく言ったほうが賛同得られる」「わかった、ようわかった」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。（発言する者あり）（「進行進行」と呼ぶ者あり）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は、本意見書に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

先ほどの新幹線も一緒でございますし、いろんな中ですね、これが武雄市議会なのかなと、非常に危惧をいたしております。私も、来年、辞める予定でございますので、皆さん方に、ぜひ襟を正してほしいということから、あえて討論をいたします。

と、申しますのも、我々、意見書を出すときには、要望書、あるいは要求書。一緒みたいで、全く違うということをお願いしたいと思うんですね。要望書と要求書、どこが違うか。要望書で出した場合は、99%だったらだめですね。100を取るっちゃうことですよ。100かゼロかになるんですよ。

そういう微妙な中ですね、今、提出者が言われましたように、保護者の負担を軽減してほしい、と。上は100でしょ、恐らく。じゃ、100じゃなかったらだめなのかと。できるだけ多くしてほしいという、本当の意味での要望書だと思うんですね。非常に武雄市議会はそういう足場を取ったですね、反対が多い。

これは、襟を正して、よりよい市民のためになるように希望いたしまして、賛成討論いたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより意見書第5号を採決いたします。

本件は起立により採決を行います。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第5号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

## 日程第 15 議提第 2 号

日程第 15. 議提第 2 号 武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。19 番山口昌宏議員

### ○19 番（山口昌宏君）〔登壇〕

提出者を代表いたしまして、提案理由を説明させていただきます。

政策研究会、新政策研究会、政策研究クラブ、新政策研究クラブの 4 会派を代表いたしまして、提案理由を申し述べたいと思います。

本案は、武雄市議会がこれまでさまざまな改革に取り組んでまいりました、本会議のケーブルテレビやインターネット放映、一般質問におけるテレビモニター導入や、高齢者や難聴者のための同時文字反訳など——ホンヤクと読むと思ったら、これ、ハンヤクと読むそうです。など、市民目線で、よりわかりやすい議会とするために取り組んでまいりました。全国的に見ても改革の進んでいる議会であると自負をいたしております。

しかしながら、改革には終点はありません。もうこれでよいということは、ありません。どうすれば武雄市の発展に資することができるか——と日々考え、実行していくことが求められております。

そうした中、市民団体より、再度、議員定数削減について要望書が提出されました。改革の一環として現在の武雄市にふさわしい議員定数を考えるべく、武雄市議会では、ことし 5 月から全員協議会で議員定数等について協議を行ってまいりました。平成 18 年の合併時には 56 名から 30 名に。その後平成 22 年度においては、30 名を 26 名に削減した経緯がございます。

そもそも地方自治法が改正されたことにより、議員定数はそれぞれの議会が独自に定めることとなりました。

今回の区長会などの市民団体からの再度の定数削減の要望を受け、地方議会における議員の役割、相対的な定数検討、論議を重ねてまいりました。残念ながら、議員全体での意見の一致を見ることはできませんでした。

私たち 4 会派では、議員を減らすと周辺市民の意見を聞き取りにくくなるのではないかと、あるいは、困るのは市民のほうではないかという意見も多々ありました。最終的には、議会のまちづくりに関する提案権、議案に対する責任ある議決権を考慮し、今回一定の定数削減は必要ではないか、との結論を出したわけでございます。

現時点では、2 名減の 24 名が最適であると思われれます。なお、2 名減になっても議員一同、これまで以上に頑張っていくということで、意見の一致を見たところであります。以上の理由により、議員の皆様方の御賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

### ○議長（杉原豊喜君）

議堤第2号に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

各種団体からの要望は、まあ20だったと思うんですけども、その24にしたですね、主な理由をお聞かせ願います。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

さっき申しましたとおりでございます。よろしいでしょうか。さっき言いましたとおりでございます。――の理由で、24という……（笑い声）結果にいたしました。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

もうちょっと具体的にというか、肉づけして説明していただけないですか。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

先ほど申しましたとおり、これ議事録を起こしていただいてですね、そしてその理由は、私が説明したところの部分について、再度お聞き取りをお願いできれば幸いかと思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議堤第2号は、所管の常任委員会付託を省略をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議堤第2号は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論及び採決を行います。

議堤第2号に対する討論を求めます。22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

この議案に対して、反対の立場で討論をします。

これは私が、本年の3月議会の中でも言った内容と一緒にございますけども、ま、要は今、執行部と議会がありまして、車の両輪だと言われております。その中で、やっぱりその、今の執行部の状況は、病院を民営化したり、図書館とかですよ、いろいろ注目を浴びておりま

して、市民の感ずるところ、思うところはですよ、やっぱり執行部どんどん大きくなっていると。市長及び執行部は頑張っていると。いうふうな話も聞きます。

そういう中で、かたっぽの車輪である議会を縮小するのは、やっぱりその——公平——、兼ね合いがとれないようになるのではないかなと思っております。

そして私のほうにもですよ、直接ダイレクトに、市民のほうから、議員を減らさないでくれ、という声も聞いております。その中でやっぱり、意見が執行部のほうに届かないようになるというふうな意見も聞いております。

そういう理由をもって、私はこの議案に反対をします。まあ反対はするんですけども、体制から言ったらですよ、これは通ると思いますけど、まあ、議案が通った場合はですよ、議員の良識で考えて、常識で考えて、議決は守っていくということだけお約束をいたしまして、私の反対討論といたします。(発言する者あり)

#### ○議長(杉原豊喜君)

21 番 牟田議員(発言する者あり)

#### ○21 番(牟田勝浩君)〔登壇〕

先ほどの提案に賛成の立場で討論いたします。4年前、定数調査特別委員会というのがこの議会にありました。私はその委員長をしておりまして、さらにその前は、合併のときの特別委員会で、おりました。

その両面あわせた経験からちょっと話させていただきますけども、いろんな合併した後に、いろんなところを視察に行って一番多く言われたのは、定数削減して自分のところの地元がだれもいなくなった、声を通じなくなった。その声が物すごく多くなったのは、確かに事実でございます。

そして4年前に合併調査特別委員会のときに同じように、例えば婦人会さん、区長会さん、回りました。委員長として回りまして説明をいたしました。そのときはやっぱり定数を20、という声も出ておりました。今回も20であります。しかし、その回ったときに、いろんな話を聞いて、やっぱり、あんまり減らしすぎたらいけない、という声もその会議の中——4年前の総区長会の時ですね——ありました。

そういう声を聞いて、例えば今回、4年前に話し合いました。4年前は30を26にしたときに、そのときに、26で決定するんじゃないよ、と。そのまま審議していきますよ、という声もこの議会の中でありました。ただし地方の声、議員としていろんな機能があります。

議員の機能として、審議機能、意思決定機能、監査機能、そして住民代表機能。この機能がそれぞれございます。住民代表機能をきちんと受け継ぐために、この24という数字は大変貴重なものだと思っております。

ぜひこの決定、皆さん方に御賛同いただきますよう、そしてさらに言えば、前回のとき、30を26にしたときに——減少率ですね。削減率は全国よりもちょっと多めに削減しました。

今回の削減率も同じでございます。ぜひ皆様方の御賛同を得られるように、この議案通させていただきます。よろしくお願いいたします。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

25番平野議員

○25番(平野邦夫君)〔登壇〕

今提案されております、議提第2号の武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例の件に、反対の立場から討論をいたします。

提案されている内容は、26の現在の定数を24、2名減にする中身であります。

定数削減の議会での話し合いは、平成24年11月1日付けで出された武雄市議会議長あてに提出された、市内各団体の要望書であります。

3団体の考えは、さらなる——さらなるっちゅうのは、前回30名を26名にしたということも含めてでしょうけども、さらなる行政改革推進のために定数を20にしてくれ、という内容であります。

これらの要望の結論を出すに至って、それぞれが団体でその総意として末端とまではいきませんけども、どの程度の論議をされたのかと。

また、武雄市内全域を含めて議員の定数を減らしてほしいというのは、大きな運動にはなっていないと。

3団体の要望書はありますけども、それぞれの会員、構成員の意見としては、合意形成が出されていないと、いうことをまず最初に指摘をしておきたいというふうに思います。

行政改革の推進という大義名分が掲げられておりますけども、二元代表制のもとで議会の定数を削減することによって、議会や議員のそれぞれの役割、機能が強化されるかといえば、それは逆に弱める結果になりかねない。そう思います。ま、改めて議会、議員の役割機能を申すまでもありませんけども、執行権に対する監督、予算執行に対するチェック、そういう議会議員のそれぞれの役割があります。

市町村の議員の定数は条例で定める。これは地方自治法の91条に定められているとおり、前回と変わったところであります。しかしその目安として、じゃあどういう議員定数が望ましいのかと。人口との関わりでその目安が示されております。人口を11の区分にわけて、武雄の場合は6番目に該当するんでしょうか。人口5万未満の市及び2万以上の町村は、定数を26。6番目の人口区分でいきますと、人口5万以上、10万未満の市は30名と。こういう、これが1つの目安であります。これらの人口区分に基づいて、定数をそれぞれ地方議会で決めると。そういうふうに変えられてきてるわけですけども、武雄市の場合、人口5万1,028人ですから、目安としては30なんですけども、現在26名。現在の26の定数を人口で見ますと、1,960人に約1人と、議員は1人ということになります。

今回提案されている定数24名ですけども、これを現在の人口と比較しますと、2,126人に

1人ということになるわけであります。市民と議員の距離感と言いますか、そういう関係が薄くなっていく心配があるわけであります。

目安としている30人でいきますと、1,700人に1人ですけども、これは市民の要求、これが地域ごとの要求であったり、あるいは行政課題に対する階層ごとの要求であったり、あるいは年齢ごとの要求であってみたいり、社会が進歩していけば進歩していくほど、要求というのは多様化されてきております。それに行政がどう応えていくのかと同時に、議員が、どれだけの市民の声をいかに聞くかと。市民の要求の正当性や、あるいは普遍性、これらが行政に反映されていく。これこそ、議会の役割と執行部の役割。大いに論議をされて、そして一步一步、社会進歩が進んでいく。このための議員の役割を考えると、一定の議員の定数というのは、4年間の経験を踏まえた上で決めるべきだと、そう考えております。

議員の活動をより広く、より市民との関係で密にしていく上で、現在の26名、この4年間実践してきたわけでありますけども、この定数を維持するというのを、強く私も考えております。

さらに議会の構成が、地域ごとにも、階層ごとにも、さらに充実していく。そのためにも現在の定数を維持することが好ましいと、このことを指摘をして、議提第2号に対する反対の意見といたします。

以上です。(発言する者あり)

#### ○議長(杉原豊喜君)

12番吉川議員(発言する者あり)静かに。

#### ○12番(吉川里己君)〔登壇〕

議提第2号 武雄市議会議員の定数の一部改正につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

議員の、武雄市議会のミッションは何か。これは、大きく分けたら、2つあるというふうに思うんですね。

その1つが、議員として、武雄市政に対して、どうまちづくりの提案ができるか。

それともう1点は、議会で提案された議案に対して、将来世代に対して、責任ある議決をすること。この2点が最大の議員の、議会の使命であります。

そういうことからこの4年間を振り返ってみますと、市民病院の民営化がございました。これも議会で議決をして民営化が可決をされたわけでありますけども、この議決に対して、守らない。そのために議会で、議決を守ろうという決議までしなければならぬ事態に陥ったわけであります。その後、また住民訴訟という形で、議員がそれに荷担をして先導をして記者会見にまで臨むと、こういった事態もあったわけであります。

そしてまた4年間、さまざまな議案に対して反対がありました。反対のための反対ととられるような反対があった。反対に対する討論もない。代替え案もない。そういったことも多々



あったわけでありませぬ。

そういったことからして、今回議員定数の削減といったものが浮上をしてきたのではないかとこのように思っております。

今武雄市は非常にポテンシャルが、樋渡市政7年間の中で高くなっております。そういう状況の中で、2名今回削減をして、26名から24名にしても、先ほど申しましたように何らかのまちづくり、武雄市政にとって問題はないというふうに思っておりますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより本案を採決をいたします。

本案は起立により採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

#### 日程第16 閉会中継続審査申出について（請願第1号）

日程第16. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

福祉文教常任委員長から、審査中の請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願については、今後引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付してまゝとあり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。福祉文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### 日程第17 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第17. 閉会中継続調査申出についてを、議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中

の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 25 年 9 月 武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 11 時 35 分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 山 崎 鉄 好

〃 議 員 吉 原 武 藤

〃 議 員 牟 田 勝 浩

〃 議 員 谷 口 攝 久

会 議 録 調 製 者 松 本 重 男